

株主の皆様へ

第47回定時株主総会招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制及
び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第47期 （2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の定めにもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）の記載を省略しております。



アリアケジャパン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会決議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ・代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受ける。
- ・使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動をとる規範を示した「企業行動基準」を定め、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に則り、適正に処分する。
- ・コンプライアンス上、疑義ある行為について使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士等の専門家を通じて会社に通報できる「内部通報規程」を作成し、これを運営するものとする。
- ・業務執行部門から独立した内部統制室が内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、当該取締役及び監査等委員に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ・法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- ・リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、委員については外部より弁護士、技術士等の専門家を加えた「リスク管理委員会」を設置する。
- ・リスク管理委員会は、事務局を内部統制室に設置することができる。
- ・リスク管理委員会は、リスク管理の状況等につき、取締役会に定期的に報告する。

- ・リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。また、リスク管理委員会は、適宜テーマ別ワーキンググループを設置するものとし、当該ワーキンググループは、与えられたテーマに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行う。
- ・不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
また、決裁に関する職務権限規程において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、原則として、月1回または随時開催している取締役会にて審議または報告を行う。
 - ・取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。
 - ・監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査等委員会及びその他担当部署に報告される体制を構築する。
 - ・子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図るものとする。
 - ・当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部統制室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。
- ⑥ **当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
 - ・監査等委員の職務を補助するため、必要に応じ使用人若干名を置くことができ、監査等委員が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。
- ⑦ **前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査等委員より監査等委員を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。

⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役及び従業員が監査等委員に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議体、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役及び従業員に対して周知徹底を図るものとする。
- ・上記にかかわらず、監査等委員が必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
- ・当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑨ 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会に報告したことを理由として不利な取り扱いは一切行わないことを内部通報規程に定め、これを徹底する。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・監査等委員がその職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、職務の執行に必要でない場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図るものとする。
- ・監査等委員会は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができることとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記で掲げた体制及び方針に基づいた社内体制を整備するほか、以下のような運用を行い、業務の適正性の確保に取り組んでおります。

① コンプライアンスに関する取組み

- ・当社は、人々の健康と安全にかかわる「天然調味料事業」に携わるものとして、ひとりひとりがその社会的責任を自覚し、法令順守はもとより、高い倫理性、誠実性、公正性に根差した社会良識を持つよう「企業行動基準」を定めており、総務部において社内のコンプライアンス遵守体制及び整備状況をチェックしております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として社内通報制度を設け、早期に問題点の把握及び対応ができるように努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護に十分配慮した規程を定め、厳正に実施しております。

② 取締役の職務の執行

- ・監査等委員である社外取締役3名を含む取締役9名は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

③ リスク管理体制の強化

- ・当社では、「リスク管理規程」により内部統制室長を当社のリスクに関する統括責任者として任命しており、原則月1回開催される定例委員会の内容を内部監査室が監査し、重要案件については速やかに社内取締役及び執行役員に報告することでリスクの未然防止及びリスク管理を行っております。

④ 内部監査の実施

- ・当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した組織として内部監査室を置いております。内部監査室は、本社・営業所を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査等委員及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

- ・社外取締役である監査等委員3名は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、当社の経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,095,096	7,964,413	93,038,141	△2,043,824	106,053,826
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,503,378		△3,503,378
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,206,402		8,206,402
自 己 株 式 の 取 得				△1,396	△1,396
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,703,023	△1,396	4,701,627
当連結会計年度末残高	7,095,096	7,964,413	97,741,165	△2,045,220	110,755,454

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,403,229	5,548,467	170,516	13,122,213	1,103,198	120,279,238
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,503,378
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,206,402
自 己 株 式 の 取 得						△1,396
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	933,825	2,320,249	△31,934	3,222,140	180,488	3,402,628
連結会計年度中の変動額合計	933,825	2,320,249	△31,934	3,222,140	180,488	8,104,256
当連結会計年度末残高	8,337,055	7,868,716	138,581	16,344,353	1,283,686	128,383,495

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

8社

株式会社エー・シー・シー

青島有明食品有限公司

日照有明食品有限公司

台湾有明食品股份有限公司

F. P. Natural Ingredients S.A.S.

Ariake Europe N.V.

Henningsen Nederland B.V.

PT. Ariake Europe Indonesia

② 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

アリアケファーム株式会社、Ariake U.S.A, Inc.

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社アリアケファーム株式会社及びAriake U.S.A, Inc.は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、Ariake U.S.A, Inc.は当連結会計年度に新規設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の状況

非連結子会社

アリアケファーム株式会社、Ariake U.S.A, Inc.

③ 持分法を適用しない理由

アリアケファーム株式会社、Ariake U.S.A, Inc.は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

青島有明食品有限公司、日照有明食品有限公司、F.P.Natural Ingredients S.A.S.、Ariake Europe N.V.、Henningsen Nederland B.V.、PT. Ariake Europe Indonesia及び台湾有明食品股份有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 重要な会計方針等

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として個別法による原価法

製 品

主として個別法による原価法

原材料

主として移動平均法による原価法

仕掛品

主として個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得し、または事業の用に供した建物（建物附属設備を除く）

	く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
	なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。
在外連結子会社	見積耐用年数に基づく定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法
	ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
投資不動産	定率法
(5) 引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	一部の連結子会社を除き、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	当社は役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えて当社は役員の退職慰労金等に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(6) 退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
	過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5

年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、天然調味料の製造・販売及び関連商品の販売を主な事業としております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品をそれぞれ出荷もしくは引き渡した時点で収益を認識しております。また、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

(8) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(10) 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計

年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(11) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりであります。

Ariake Europe N.V.における固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 6,314,566千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として事業単位を基礎とした管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、各資産グループの損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループに関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

減損損失の認識の判定に使用される、割引前将来キャッシュ・フローの総額は、Ariake Europe N.V.の将来の事業計画に基づいており、当該事業計画における主要な仮定は、経営環境などの企業の外部要因に関する情報、主要な市場又は得意先ごとの売上の成長率を加味した売上予測、製造

原価の動向等であります。

固定資産の減損に係る見積りの検討に当たっては、慎重に検討しておりますが、将来の経済情勢や取引先の市場動向等といった経営環境の影響を受け、予測不能な事態により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	44,872,577千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	28,188千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,808千株	－千株	－千株	32,808千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	959千株	0千株	－千株	960千株

(注) 自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

イ. 2024年6月21日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,866,403千円
・1株当たり配当額	90円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月24日

ロ. 2024年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	636,974千円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年12月2日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月20日開催の第47回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	3,503,353千円
・ 1株当たり配当額	110円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的な預金等に限定し、資金調達は、銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、原材料コストを安定化する目的で利用し、投機目的では利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

売掛債権の顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、与信管理体制を整備するとともに四半期ごとに信用状況を把握しております。なお、ほとんどすべての債権は、半年以内の入金期日であります。

有価証券及び投資有価証券については、安全性の高い金融商品または当社グループの業務上の関係を有する顧客や仕入先メーカーの株式であり、当社グループでは、毎月の経営会議で時価動向が報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

借入金には主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って実需の範囲で実行しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（2025年3月31日現在）

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額26,500千円）は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	32,962,617	32,947,945	△14,672
(2) デリバティブ取引	(61,483)	(61,483)	－

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に依拠して、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	15,469,345	－	－	15,469,345
デリバティブ取引	－	(61,483)	－	(61,483)
通貨関連				

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
その他	—	17,478,600	—	17,478,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
製品	
液体スープ	3,278,182
液体天然調味料	53,163,257
粉体天然調味料	5,791,980
その他	2,366,197
小計	64,599,618
商品	
液体天然調味料	777,708
粉体天然調味料	23,561
小計	801,269
顧客との契約から生じる収益	65,400,887
その他収益	—
外部顧客への売上高	65,400,887

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針等」の「(7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,508,312
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,800,729

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,990円74銭
- (2) 1株当たり当期純利益 257円67銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	8,206,402千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,206,402千円
期中平均株式数	31,848千株

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

8. 重要な後発事象

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給及び本制度に関する議案を2025年6月20日開催予定の第47回定時株主総会に付議することといたしました。詳細については、下記をご参照ください。

I. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。それに伴い、在任中の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象者」といいます。）について、同制度廃止の時までの在任期間を対象に、一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会においてご承認を得た上で、各対象者の退任時に支給いたします。

役員退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打ち切り支給に関しましては、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議した上で取締役会にて決定しております。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

Ⅱ. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2015年6月19日開催の第37回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬額の範囲内にて設定することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし

て当該発行又は処分される当社の普通株式１株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件いたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	7,095,096	7,833,869	124,070	7,957,939	441,000	27,358	7,820,000	75,094,702	83,383,061
当 期 変 動 額									
特別償却準備金の取崩						△7,836		7,836	－
剰 余 金 の 配 当								△3,503,378	△3,503,378
当 期 純 利 益								6,380,995	6,380,995
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当期の変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△7,836	－	2,885,453	2,877,616
当 期 末 残 高	7,095,096	7,833,869	124,070	7,957,939	441,000	19,521	7,820,000	77,980,156	86,260,678

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,043,824	96,392,272	7,403,229	7,403,229	103,795,502
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△3,503,378			△3,503,378
当 期 純 利 益		6,380,995			6,380,995
自 己 株 式 の 取 得	△1,396	△1,396			△1,396
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)			933,825	933,825	933,825
当 期 変 動 額 合 計	△1,396	2,876,220	933,825	933,825	3,810,046
当 期 末 残 高	△2,045,220	99,268,492	8,337,055	8,337,055	107,605,548

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
市場価格のない株式等	時価法（評価差額は全部純資産直入法により
以外のもの	処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	個別法による原価法
製 品	個別法による原価法
原材料	移動平均法による原価法
仕掛品	個別法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法
	（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
	切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得し、又は事業の用に供した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と

する定額法を採用しております。

長期前払費用
投資不動産

定額法
定率法

(5) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員の退職慰労金等に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、天然調味料の製造・販売及び関連商

品の販売を主な事業としております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品をそれぞれ出荷もしくは引き渡した時点で収益を認識しております。また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社への投資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	12,065,998千円
関係会社出資金	1,147,464千円
投資損失引当金	170,450千円
関係会社短期貸付金	243,120千円
関係会社長期貸付金	3,625,975千円
貸倒引当金	189,000千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金の評価について、毎年各関係会社の財政状態や経営成績等を把握の上、実質価額が著しく低下した場合には、事業計画等に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行うこととしております。

また、実質価額が著しく低下したものの、その回復可能性が見込めると判断して損失処理を行わなかった関係会社株式及び関係会社出資金について、当該関係会社への投資に対する損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、実質価額の低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。

関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。関係会社株式等の評価は将来の事業計画に基づいており、当該事業計画における主要な仮定は、経営環境などの企業の外部要因に関する情報、主要な市場又は得意先ごとの売上の成長率を加味した売上予測、製造原価の動向等であります。関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額の回復可能性並びに関係会社貸付金の回収可能性の検討に当たっては、慎重に検討しておりますが、将来の経済情勢や取引先の市場動向等といった経営環境の影響を受け、予測不能な事態により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものも含む）	
①短期金銭債権	291,753千円
②長期金銭債権	3,625,975千円
③短期金銭債務	147,685千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	31,843,259千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	28,188千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	
①売上高	71,401千円
②営業費用	3,439,833千円
営業取引以外の取引高	395,396千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	960,014株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	111,639千円
賞与引当金	94,951千円
退職給付引当金	443,420千円
役員退職慰労引当金	34,606千円
貸倒引当金	58,289千円
投資損失引当金	52,532千円
ゴルフ会員権評価損	8,519千円
その他	19,975千円

繰延税金資産合計	823,933千円
----------	-----------

繰延税金負債

特別償却準備金	△11,931千円
その他有価証券評価差額金	△3,714,195千円

繰延税金負債合計	△3,726,126千円
----------	--------------

繰延税金負債の純額	△2,902,192千円
-----------	--------------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	青島有明食品有限公司	中国 山東省	8,120 千米ドル	天然調味料の製造及び販売	(所有) 直接 89.5	役員 1 名	原材料・商品の仕入	原材料・商品の仕入	144,069	買掛金	21,511
	台湾有明食品股份有限公司	台湾 屏東県	250,000 千台湾元	天然調味料の製造及び販売	(所有) 直接 100.0	役員 2 名	原材料・商品の仕入	原材料・商品の仕入	403,306	買掛金	35,413
							製品・商品の販売	製品・商品の販売	71,401	売掛金	12,862
	Ariake Europe N.V.	ベルギー マースメヒレン市	43,000 千ユーロ	天然調味料の製造及び販売	(所有) 直接 99.8 [間接0.2]	—	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	243,120
							原材料・商品仕入	原材料・商品の仕入	976,221	買掛金	2,799
	F.P. Natural Ingredients S.A.S.	フランス アランソン市	22,000 千ユーロ	天然調味料の製造及び販売	(所有) 直接 100.0	—	原材料・商品の仕入	原材料・商品の仕入	1,066,204	買掛金	17,214
	PT. Ariake Europe Indonesia	インドネシア 西ジャワ州	3,725 千米ドル	天然調味料の製造及び販売	(所有) 直接 54.5 [間接45.5]	役員 2 名	資金の貸付 原材料の仕入	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	959,271
							原材料の仕入	原材料の仕入	276,529	買掛金	16,826
子会社	アリアケファーム株式会社	長崎県 佐世保市	15,100 千円	農産物の栽培	(所有) 直接 9.9 [間接89.4]	—	原材料の仕入 資金の貸付	原材料の仕入	568,254	買掛金	53,046
							資金の貸付	資金の貸付	215,000	関係会社長期貸付金	430,000

(注) 1. 記載しております金額について、取引高についての取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件は、交渉の上で決定しております。

3. 貸付金の利息については、市場金利を勘案し決定しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1)収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,378円65銭
(2) 1株当たり当期純利益 200円35銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	6,380,995千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	6,380,995千円
期中平均株式数	31,848千株

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

11. 重要な後発事象

連結注記表と同一であります。